

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成4年規則第9号）第4条の規定に基づいて告示します。

令和7年4月25日

札幌市長 秋元 克広

記



## 1 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市総務局広報部市民の声を聞く課広聴係

電話 (011) 211-2045 FAX (011) 218-5165

メールアドレス koe.kiku@city.sapporo.jp

## 2 入札に付する事項

### (1) 役務の名称

令和7年度市民意識調査業務

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

### (3) 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

### (4) 履行場所

札幌市総務局広報部市民の声を聞く課の指定する場所

### (5) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 3 入札参加資格

### (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

### (2) 令和4年～令和7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が「一般サービス業」の「情報サービス、研究・調査企画サービス業」に登録されている者であること。

### (3) 過去2年間に本市その他の官公庁と同種業務の契約を締結し、履行していること。

### (4) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

### (5) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

### (6) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。

(7) 本市が定める管理基準（別添「個人情報取扱安全管理基準」参照。）に適合する管理体制を有していること。

#### 4 入札書の提出場所等

(1) 入札説明書を交付する場所及び問い合わせ場所

上記1の場所及び札幌市総務局広報部のホームページ

(HPアドレス：<http://www.city.sapporo.jp/koho/keiyaku/nyusatsu.html>）。

なお、上記1の場所で交付する期間は、この告示の日から以下の4(3)に示す提出期限の前日までの土曜日、日曜日を除く毎日、8時45分から17時15分までとする。

(2) 入札書の提出方法

上記1の場所へ持参又は送付により提出すること。（電送による提出は認めない。）

(3) 入札書の提出期限

令和7年（2025年）5月13日（火）17時15分（必着）

(4) 開札の日時及び場所

令和7年（2025年）5月14日（水）11時00分

札幌市役所本庁舎1階 市民の声を聞く課事務室（札幌市中央区北1条西2丁目）

#### 5 入札手続等

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付し、又は提供なければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

(3) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関わる条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号及び札幌市競争入札参加者心得第8項各号の一に該当する入札は無効とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 落札者の決定方法

ア 落札者の決定

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札候補者として、落札を保留のうえ下記イの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、落札候補者を落札者とする。

イ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であるかを審査（事後審査方式）する。

落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して3日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に、入札説明書に示す書類（上記3に掲げる入札参加資格を有することを証する書類）を提出しなければならない。電子メールにより提出する場合、事前に契約担当部局に電子メールにて提出することを申し出たうえで、差出入人アドレスは札幌市競争入札参加資格（物品・役務）に登録されている見積依頼用メールアドレスとすること。

なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者のした入札を、入札参加資格のない者のした入札と見なし無効とする。

ウ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記イの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合には、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて入札（有効な入札に限る。）した者を、新たな落札候補者として、上記イの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

- (6) 詳細は入札説明書による。